

第5回牧之原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました

全国を対象とした緊急事態宣言が出されている中、県内や近隣市町においても新型コロナウイルス感染症感染の拡大が確認され、緊迫度が上がっています。また緊急事態宣言に伴う外出自粛等による効果については国や専門家による検証が進められているところです。

当市においても県や関係機関と連携し、情報収集に努めた上で、情報共有と感染防止の徹底を図ることを目的に第5回感染症対策本部を開催しました。

- 1 開催日 令和2年4月30日（木）
- 2 会場 牧之原市役所 榛原庁舎 4階 災害対策本部
- 3 出席者 市長・副市長、教育長、防災監、部長等 計17人
- 4 協議事項 (1)国内・県内の状況について (2)学校の休業期間の延長について
(3)保育園、幼稚園、放課後児童クラブ等の対応について
(4)公共施設等の入館制限について (5)支援制度の状況について
- 5 決定事項 下記のとおり

市民の皆さまにおかれましても、ご理解ご協力いただき、ご自身、ご家族、そして社会を守ることができるよう、一人ひとりが手洗い等の感染防止対策及び「ステイホーム」を徹底し、新型コロナウイルスの感染拡大を防いでいきましょう。

- (1)市内小中学校は、5月31日（日）までの間、臨時休業とします。ただし事態が収束に向かっていることが確認できた場合は、前倒しして学校を再開する場合があります。なお、各家庭での児童の居場所の確保が困難な場合は、緊急的な措置として、放課後児童クラブ開始時間まで学校の自主学習を支援します。（午前8時から午後2時まで）
- (2)学校部活動は中止。スポーツ少年団の活動は5月31日（日）までの間、活動の自粛を要請します。
- (3)市内保育園、幼稚園、認定こども園は、5月31日（日）までの間、登園自粛を要請します。（保育料の減免を伴う）
ただし、家庭での保育が困難な場合は、園での保育を受けられることとします。
- (4)放課後児童クラブは家庭で保育等が可能な保護者に対して、施設利用を控える依頼を行ったうえで、実施することとします。（午後1時30分から午後6時15分）
ただし市内で感染者が確認された場合等においては、感染の状況に応じて対応することとします。
- (5)公共施設などの入館制限は、原則5月31日（日）までとします。ただし、事態が収束に向かっていることが確認できた場合は、前倒しして制限を解除する場合があります。
- (6)海岸陸こう閉鎖協力金として、市内マリンスポーツ関係店（サーフショップ、ジェットスキーショップ）に一律10万円の協力金を支給します。

この方針は国内や周辺地域での状況を踏まえ、段階的に変更します。